

調布市における個人情報の安全管理措置について

令和5年度から「個人情報の保護に関する法律」適用に伴い、個人情報保護に関する安全管理措置（法第66条第1項）を定めます。

調布市における安全管理措置として新たに「**調布市個人情報の適正な取扱いに関する規程**」を制定し、管理体制や教育研修、サイバーセキュリティ対策等、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

調布市個人情報の適正な取扱いに関する規程

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）」（個人情報保護委員会）に基づく安全管理措置

- ① 管理体制
- ② 教育研修
- ③ 職員の責務
- ④ 保有個人情報の取扱い
- ⑤ 情報システムにおける安全の確保等
- ⑥ 情報システム室等の安全管理
- ⑦ 保有個人情報の提供
- ⑧ 個人情報の取扱いの委託
- ⑨ サイバーセキュリティの確保
- ⑩ 安全管理上の問題への対応
- ⑪ 監査及び点検の実施

調布市における個人情報の安全管理措置について

「調布市保有個人情報の適正な取扱いに関する規程」に基づく管理体制

総括個人情報保護管理者（副市長）

調布市個人情報保護管理委員会

個人情報の管理に係る連絡・調整等を行うため、定期又は随時に開催

- 委員長（総務部長）
- 副委員長（総務部次長）
- 各部次長（外局含む）
- 情報セキュリティ責任者（デジタル行政推進課長）
- 個人情報監査責任者（総務課長）

A課

個人情報保護
管理責任者（課長）

個人情報保護管理者
（庶務担当係長）

B課

個人情報保護
管理責任者（課長）

個人情報保護管理者
（庶務担当係長）

C課

個人情報保護
管理責任者（課長）

個人情報保護管理者
（庶務担当係長）

調布市における個人情報の安全管理措置（抜粋）

教育研修

個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。）に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他を目的として必要な教育研修を実施する。

保有個人情報の取扱い

● アクセス制限

業務上の目的以外で個人情報にアクセスしてはならない。

● 複製等の制限

業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報の複製・送信・外部への持ち出しは必要最小限に限定する。

● 媒体の管理

個人情報が記録されている媒体を外部へ送付又は持ち出す場合はパスワード等を設定し、認証機能等を設定する。

● 誤送付の防止

誤送付・誤送信・誤交付、ウェブサイトへの誤掲載等を防止するために、複数職員による確認を行うほか、チェックリスト等を活用する。

情報システムにおける安全の確保等

● アクセス制御

秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

● 不正プログラムによる漏えい等の防止

不正プログラムによる漏えい等の防止のため、ソフトウェアの脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずる。

保有個人情報等の提供及び業務の委託等

● 業務の委託等

委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について確認する。

監査及び点検の実施

● 監査

監査責任者は、有個人情報の管理の状況について監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。